

2023年(令和5年) 9月21日

有限会社クリーンハウス工業 御中

〒730-0017
広島市中区鉄砲町1番20号
第3ウエノヤビル3階D号室
Tel 082-962-6181 Fax082-962-6182
特定非営利活動法人消費者ネット広島
理事長 木村 豊
担当(理事) 長 井 貴



質 問 書

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当法人は、消費者問題に関する調査、研究等を通じて消費者の権利擁護を図ることを目的として設立され、消費者、学者、弁護士、司法書士、行政書士、消費生活相談員らで構成する団体です。2008年(平成20年)1月29日には、内閣総理大臣から消費者団体訴訟制度における適格消費者団体の認定を受け、差止請求を行う権限を得ています。

当法人に、貴社の工事請負契約約款についての情報提供がありました。

貴社の工事請負契約約款は、第13条において、「注文者又は請負者が契約後から工事着工前までの間にこの契約を解除した場合は、違約金として契約金額の20%を相手側は支払うものとする。」とされています(以下この条項を「本件違約金約款」といいます)。

本件違約金約款に基づく、注文者が契約直後に契約を解除し、それまでに請負者である貴社がなんらの準備行為を行っていない場合であっても、注文者は契約金額の20%を支払わなければならない、不当に高いキャンセル料を支払わざるを得ないこととなると思われます。しかし、この20%の違約金の額は、貴社の工事請負契約約款第12条が工事着工後の出来形精算を定めていることと比較しても、消費者契約法9条1項1号の「平均的な損害の額」を超えることが明らかであると言わざるを得ません。

そこで、貴社に対して、本件違約金約款について、①既に変更されたのか否か、②仮にまだ変更されていないのであれば、今後具体的に變更される予定はあるのか否か、を質問いたします。

貴社においては、この点につき、1か月をめぐにご回答いただきますようお願いいたします。

なお、本書面およびその回答(回答の有無を含め)は、公表させていただく場合がありますので、あらかじめご了解下さい。

敬具